2　委託先事業者等に対する監督
イ　委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。また、委託先事業者等によるエラー及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。
ロ　委託先事業者等がこの基準に適合したセキュリティ対策を実施していないと認められる場合には、当該委託先事業者等に係る契約を解除すること。また、管轄法務局等の長は、市町村の委託先事業者等が、この基準に適合したセキュリティ対策を実施していないと認められた場合には、当該市町村長に対し、当該委託先事業者等に係る契約を解除することを助言又は勧告すること。
3　再委託等の制限
委託先事業者等が委託業務の一部を第三者に委託する場合等の制限、事前申請及び承認に関する事項について、委託先事業者等との間で定めを置くこと。また、管轄法務局等の長は、必要に応じ、市町村の委託先事業者等が委託業務の一部を第三者に委託する場合等の制限、事前申請及び承認に関する事項について、市町村長が委託先事業者等との間で定めを置くに当たり、助言又は勧告すること。
4　委託先事業者等の分担範囲等の明確化
戸籍副本データ管理システムの開発、変更、運用、保守等に複数の委託先事業者等が関係する場合は、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行うことができるような措置を講ずること。

第六　既設ネットワークとの接続
一　既設ネットワークとの接続条件
市町村長は、戸籍副本データ管理システムと戸籍情報システムとの間の通信を確保するため、既設ネットワークと市区町村専用装置とを接続する場合は、既設ネットワークにおいて、次のようなセキュリティ対策を講ずること。
1　体制の整備等
イ　既設ネットワークのセキュリティを確保するため、既設ネットワークの開発及び運用に関する責任体制及び連絡調整体制を明確にすること。
ロ　既設ネットワークにおいて、個人情報の漏えいのおそれがある場合の事務処理体制を確立すること。
2　電気通信回線上の盗聴等の防止
電気通信回線は専用回線を用い、又はそれに準じた通信データの盗聴、改ざん、滅失・き損及び操作否認の防止についての必要な対策を講ずること。この場合において、電気通信回線はデータを円滑に送信し、又は伝送するために必要な伝送速度を確保すること。
3　ファイアウォールによる通信制御
既設ネットワークと市区町村専用装置との間にファイアウォール、不正侵入検知（ＩＤＳ）、不正侵入防御（ＩＰＳ）等を利用した確実な不正侵入対策を講じ、戸籍副本データ管理システム上の処理又は既設ネットワーク上の処理に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。
4　電気通信関係装置の保護等
既設ネットワークに係る電気通信関係装置等は、既設ネットワークの管理責任者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。
5　機器の接続
既設ネットワークの管理責任者は、ネットワークに機器を接続するための手続、方法等を定め、接続状況を適切に管理すること。
6　外部との接続
イ　既設ネットワークの管理責任者は、既設ネットワークを外部ネットワークに接続するための手続、方法等を定め、接続及び運用に関する業務を総括的に管理すること。
ロ　既設ネットワークと外部のネットワークを接続する場合は、既設ネットワークと外部のネットワークとの間にファイアウォール、不正侵入検知（ＩＤＳ）、不正侵入防御（ＩＰＳ）等を利用した確実な不正侵入対策を講じ、厳重な通信制御を行うこと。
二　既設ネットワークとの接続状況についての連絡調整
管轄法務局等の長は、既設ネットワークとの接続状況について市町村長と連絡調整を行うこと。また、市町村長は、既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれがある場合は、管轄法務局等の長と連絡調整を行うこと。

第七　市町村に関する規定の特別区への準用
この告示中市町村に関する規定は特別区に準用する。

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

○財務省告示第二十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年十二月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年一月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	三億円	百円八十銭
〃	第九回	十六億円	百円八十四銭
〃	〃	二億円	百円八十五銭
〃	第十回	三十三億円	百円三十八銭
〃	〃	一億円	百円四十銭
〃	第十一回	八十八億円	百円十四銭
〃	〃	二億円	百円十五銭
〃	第十二回	三十三億円	百円十八銭
〃	〃	九十億円	百円十九銭
〃	〃	三億円	百円二十銭
〃	第十三回	八十億円	九十九円七十九銭
〃	第十四回	九億円	百円四銭
〃	第十五回	五億円	九十九円九十五銭
〃	第十六回	二億円	九十九円八十銭
〃	第十七回	一億円	九十九円四十五銭
〃	第十八回	一億円	九十九円七十銭
〃	第十九回	六十六億円	百円二十八銭
〃	〃	五十億円	百円二十九銭
〃	〃	一億円	百円三十銭